省　令

○総務省令第十号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十三条第二項、第二十五条第二項第一号ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十四日

総務大臣　山本　早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「利用する」を「使用する」に改め、同条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号イ中「とられて」の下に「おり、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されて」を加え、同号ロ中「開閉器」の下に「及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる」を「前号の電話回線のうち、当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用すること。

第二十五条第四項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

第二十六条第五項第三号ハ中「第三項第九号」を「第三項第十号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から、次項の規定は公布の日から施行する。

（消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　この省令の施行の際、現に診療科名中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十六号）による改正前の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。）を有する病院又は診療所における当該診療科名については、新令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名とみなす。

○農林水産省令第九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第十七中「輸入される」の下に「キオウサウェイ種、チョークアナン種、」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月二十四日から適用する。

平成二十八年二月二十四日

金融庁長官　森　信親

第三条中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十四日

消防庁長官　佐々木敦朗

第三第八号(一)中「五秒間」を「十秒間」に改め、「開放し、」の下に「その間に」を加え、「が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した」を「から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された」に改め、同号(三)中「通報中に電話回線を誤って開放した場合等において、」を「通話が終了した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に」に、「が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した場合は」を「から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された場合に」に改め、同第八号の二(三)中「通報中」を「通話中」に改め、同第十六号を同第十八号とし、同第十五号の次に次の二号を加える。

十六　ＩＰ電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下この号並びに次号において読み替えて準用する第九号及び第十二号(一)において同じ。）を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等（回線終端装置その他のＩＰ電話回線を使用するために必要な装置をいう。次号及び同号において読み替えて準用する消防法施行規則第二十五条第三項第四号ロにおいて同じ。）を介して使用すること。

十七　前号の場合において、第九号から第十三号までの規定は回線終端装置等の構造、性能等について、消防法施行規則第二十五条第三項第四号の規定は回線終端装置等に設ける電源について、それぞれ準用する。この場合において、第九号中「火災通報機能」とあるのは「ＩＰ電話回線を使用するために必要な機能」と、第十二号(一)中「火災通報を行う」とあるのは「ＩＰ電話回線を使用するために必要な機能を維持する」と、同令第二十五条第三項第四号イ中「ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の」とあるのは「ただし、」と、同号ロ中「火災通報装置用」とあるのは「火災通報装置に係る回線終端装置等用」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成二十九年九月三十日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、改正後の火災通報装置の基準第三第八号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

○法務省告示第百八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年二月二十四日

法務大臣　岩城　光英

住所　横浜市旭区中尾２丁目24番25号
庚香世子　昭和51年１月８日生

住所　川崎市川崎区鋼管通３丁目１番７－２号
マヌエル・ルイス・ホカマ　昭和39年12月16日生
ユミ・マリエラ・ホカマ　平成９年３月18日生
メグミ・セレステ・ホカマ　平成11年12月19日生

住所　川崎市幸区幸町１丁目773番地１
趙八寿恵　昭和56年３月15日生

住所　川崎市宮前区野川1497番地１
金貴美　昭和45年１月26日生
崔俊彌　平成５年９月５日生
崔美樹　平成８年５月18日生

住所　神奈川県平塚市宝町12番28号
権蓮玉　昭和22年５月16日生

住所　千葉市緑区おゆみ野中央５丁目８番地３
李昌熙　昭和53年７月１日生